

(新旧対照条文一覧)

○株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)	【第一条関係】	1
○中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)	【第二条関係】	25
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)	【附則第六条関係】	31
○下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)	【附則第七条第一号関係】	33
○発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)	【附則第七条第二号関係】	35
○中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)	【附則第七条第三号関係】	37
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)	【附則第七条第四号関係】	39
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)	【附則第七条第五号関係】	41
○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)	【附則第七条第六号関係】	43
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)	【附則第七条第七号関係】	45
○中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)	【附則第八条関係】	47
○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)	【附則第九条第一号関係】	49
○地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)	【附則第九条第二号関係】	51
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)	【附則第十条関係】	53
○破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第五百一十一号)	【附則第十一条関係】	55
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)	【附則第十二条関係】	56
○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)	【附則第十三条関係】	60
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)	【附則第十五条関係】	61



改正後	現行
<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 管理</p> <p>第十六条～第十八条（略）</p> <p>（取締役等の適格性等）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（同法第三百三十五条第一項及び第四百二条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）」、この法律」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>第四章 業務</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 管理</p> <p>第十六条～第十八条（略）</p> <p>（取締役等の適格性等）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（同法第三百三十五条第一項及び第四百二条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法、この法律」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>第四章 業務</p>

第二十一条～第二十八条 (略)

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。)、及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。))中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。))中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同

第二十一条～第二十八条 (略)

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項並びに第四十条の二から第四十条の六までを除く。)、及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。))中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。))中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同

じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。 )の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。 )又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。 )」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。 )」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。 以下同じ。 )が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。 以下この条において同じ。 )」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金

じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。 )の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。 )又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。 )」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。 )」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。 以下同じ。 )が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。 以下この条において同じ。 )」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条

等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）」、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条～第三十二条 (略)

第五章・第六章 (略)

第七章 計算

第四十一条・第四十二条 (略)

(剰余金の額)

第四十三条 商工組合中央金庫は、剰余金の額の計算上、特別準備金（商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性の確保に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。）の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）」、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条～第三十二条 (略)

第五章・第六章 (略)

第七章 計算

第四十一条・第四十二条 (略)

(剰余金の額)

第四十三条 商工組合中央金庫は、剰余金の額の計算上、危機対応準備金（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十五条第一項の規定により指定を受けたものとみなされた同法第十一条第二項に規定する指定金融機関として同法第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）の円滑な実施のために必要な商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、附則第一条の二第一

(欠損の填補を行う場合の特別準備金の額の減少)

第四十四条 (削る)

- 1 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 減少する特別準備金の額
  - 二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 3 第一項の規定により特別準備金の額を減少した後において商工組合中央金庫の剰余金の額が零を超えたときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が

項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。) 及び特別準備金(商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性の確保に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。)の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

(欠損のてん補を行う場合の危機対応準備金及び特別準備金の額の減少)

第四十四条 商工組合中央金庫は、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額
  - 二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- 1 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
    - 一 減少する特別準備金の額
    - 二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日
  - 2 前項第一号及び前項第一号の額の合計額は、前二項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
  - 3 第一項又は第二項の規定により危機対応準備金の額又は特別準備金の額を減少した後において商工組合中央金庫の剰余金の額が零を超えたときは、その超える部分の額に相

当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

(削る)

(国庫納付金)

第四十五条 (削る)

2| 商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

3| 前項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特別準備金の額

二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

3| 第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額を超えて

当する金額により危機対応準備金の額又は特別準備金の額がそれぞれ当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

5| 前項の規定による危機対応準備金の額の増加は、同項の規定による特別準備金の額の増加に先立って行うものとする。

(国庫納付金)

第四十五条 商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

2| 商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

3| 前二項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額又は特別準備金の額

二 危機対応準備金の額又は特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

4| 第一項及び第二項の規定により納付する金額の合計額は、前項第二号の日における会社法第四百六十一条第二項に規定する



はならない。

第四十六条 商工組合中央金庫は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における特別準備金の額（第四十四条第一項の規定により特別準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の特別準備金の額）を限度として、当該特別準備金の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 (略)

(削る)

3| 前条第一項及び第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(削る)

分配可能額を超えてはならない。

第四十六条 商工組合中央金庫は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額（第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額）及び同日における特別準備金の額（同条第二項の規定により特別準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の特別準備金の額）を限度として、当該危機対応準備金の額及び当該特別準備金の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 (略)

3| 第一項の規定による危機対応準備金の額に相当する金額の納付は、同項の規定による特別準備金の額に相当する金額の納付に先立って行われるものとする。

4| 前条第一項及び同条第二項並びに第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第四十七条 会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七

条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、第四十五条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「危機対応準備金」と、「減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第三項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

（特別準備金の額の減少に関する会社法の準用）

第四十七条 会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号及び

（特別準備金の額の減少に関する会社法の準用）

第四十七条の二 会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号

第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第四十四条第一項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「特別準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十五条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「特別準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「特別準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第四十五条第一項の規定による特別準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「特別準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五

及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第二項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第二項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「特別準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十五条第二項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「特別準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「特別準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第二項の規定による特別準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「特別準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第二項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第三項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金

号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「特別準備金」と読み替えるものとする。

〔特別準備金に係る報告等〕

第四十八条 商工組合中央金庫は、特別準備金の額が計上されているときは、主務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、特別準備金の額の見通し及びその根拠について、主務大臣に報告するものとする。

2 (略)

第四十九条～第五十五条 (略)

第八章 (略)

第九章 雑則

第六十一条・第六十二条 (略)

(公告方法等)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公告をする場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十三

」とあるのは「特別準備金」と読み替えるものとする。

〔危機対応準備金及び特別準備金に係る報告義務〕

第四十八条 商工組合中央金庫は、危機対応準備金の額又は特別準備金の額が計上されているときは、主務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、危機対応準備金の額又は特別準備金の額の見通し及びその根拠について、主務大臣に報告するものとする。

2 (略)

第四十九条～第五十五条 (略)

第八章 (略)

第九章 雑則

第六十一条・第六十二条 (略)

(公告方法等)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公告をする場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第六十三条第二項」と読み替えるものと

条第二項」と読み替えるものとする。

4 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十一条の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項の規定並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十二条第一項及び第五十二条第四項の規定」とする。

第六十四条～第六十六条（略）

## 第十章 罰則

第六十七条～第六十九条（略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませたとき。
- 二 第二十九条において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したとき。

第七十一条 第五十九条又は第六十条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

する。

4 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十一条の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項の規定並びに株式会社商工組合中央金庫法第三十二条第一項及び第五十二条第四項の規定」とする。

第六十四条～第六十六条（略）

## 第十章 罰則

第六十七条～第六十九条（略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませた者
- 二 第二十九条において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第七十一条 第五十九条又は第六十条の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条若しくは第五十七条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十一条第一項若しくは第五十八条第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十一条の規定に違反して、同条に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

四 第五十二条第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき。

五 第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同条第四項に規定

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条若しくは第五十七条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十一条第一項若しくは第五十八条第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第五十一条の規定に違反して、同条に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

四 第五十二条第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

五 第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同条第四項に規定

する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとったとき

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定の違反があつた場合において、当該違反行為をした者

2

(略)

3 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第二項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同

する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

2

(略)

3 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二

条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の第三第二項中「第九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の第三第二項中「第九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者



第七十五条～第七十七条 (略)

第十一章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第七十三条第三項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項中「前条第二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第三項において準用する前条第二項」と、同法第四項中「前条第二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

第七十九条・第八十条 (略)

附則

第一条 (略)

第七十五条～第七十七条 (略)

第十一章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第七十三条第三項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第七十三条第三項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

第七十九条・第八十条 (略)

附則

第一条 (略)

(危機対応準備金)

(削る)

第一条の二 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、平成二十三年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。

3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」とする。

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式(以下「政府保有株式」という。)について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 (略)

(危機対応業務の実施の責務)

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成する

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式(以下「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 (略)

(新設)

ため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

（危機対応業務に関する事業計画の認可）

第二条の四 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保する

（新設）

（新設）

ために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならない。

(適正な競争関係の確保)

第二条の五 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

(新設)

(危機対応準備金)

第二条の六 株式会社商工組合中央金庫は、指定金融機関として危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。

(新設)

2 政府は、当分の間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。

3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を第一項の危機対応準備金(以下「危機対応準備金」という。)の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」とする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金の額の減少)

(新設)

第二条の七 株式会社商工組合中央金庫は、特別準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額
- 二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日

(国庫納付金)

第二条の八 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

(新設)

(危機対応準備金の額の計算の方法等)

第二条の九 危機対応準備金の額が計上されている場合における第四十三条、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、第四十三条中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」及び危機対応準備金（附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金をいう。以下同じ。）の額の合計額」と、第四十四条第二項中「前項第一号の額」とあるのは「前項第一号及び附則第二条の七第一号の額の合計額」と、「同項」とあるのは「同項又は同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第二条の七」と、「特別準備金

(新設)

の額を」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額を」と、「特別準備金の額が」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額がそれぞれ」と、第四十五条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第二条の八」と、同項各号中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、同条第三項中「の規定により納付する金額」とあるのは「及び附則第二条の八の規定により納付する金額の合計額」と、「前項第二号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と、第四十六条第一項中「額」とあるのは「額」及び同日における危機対応準備金の額（附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額）と、「当該特別準備金の額」とあるのは「当該特別準備金の額及び当該危機対応準備金の額」と、同条第三項中「及び第一項」とあるのは「及び附則第二条の八並びに附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第一項」と、第四十八条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とする。

2 | 前項の規定により読み替えられた第四十四条第三項の規定による危機対応準備金の額の増加は、同項の規定による特別準備金の額の増加に先立って行うものとする。

3 | 第一項の規定により読み替えられた第四十六条第一項の規定による危機対応準備金の額に相当する金額の納付は、同項の規定による特別準備金の額に相当する金額の納付に先立って行われるものとする。

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第二条の十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の七の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の八の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「危機対応準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の八に規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中

(新設)

「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

(業務報告書等)

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、第五十一条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)附則第六項の規定の遵守の状況を含む。)を記載しなければならない。

(過料)

第二条の十二 附則第二条の四の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかった場合には、その行為をした株式会社商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第三条〜第十六条 (略)

(金銭以外の財産の出資)

第十七条 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第三号を除く。)、第八百六十

(新設)

(新設)

第三条〜第十六条 (略)

(金銭以外の財産の出資)

第十七条 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第三号を除く。)、第八百六十



八条第一項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は附則第十條第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九條第二項、第八百五十條第四項及び第八百五十一條を除く。）の規定はこの条において準用する同法第二百十二條（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十七條第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三條第一項第一号並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続き所屬団体であつた者であつて、施行日から引き続き株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十八条〜第二十条（略）

（一口に満たない端数）

第二十一条 会社法第二百三十四條第一項（各号を除く。）から第五項まで、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百

八条第一項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は附則第十條第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九條第二項、第八百五十條第四項及び第八百五十一條を除く。）の規定はこの条において準用する同法第二百十二條（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十七條第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三條第一項第一号並びに第八百四十七條第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続き所屬団体であつた者であつて、施行日から引き続き株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十八条〜第二十条（略）

（一口に満たない端数）

第二十一条 会社法第二百三十四條第一項（各号を除く。）から第五項まで、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百

七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならぬ転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十[四号]）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において所属団体であつた者であつて施行日から引き続き株式を有する者に株式会社商工組合中央金庫」と、同条第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第二十二条（略）

七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならぬ転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において所属団体であつた者であつて施行日から引き続き株式を有する者に株式会社商工組合中央金庫」と、同条第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第二十二条（略）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六 <u>特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの</u></p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>二の二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四（略）</p> <p>四の二（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一〜六 (略)

七 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下のもの

4・5 (略)

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。を含む。))をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)を超えることができない保険(以下「普通保険」とい

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一〜六 (略)

(新設)

4・5 (略)

(普通保険)

第三条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。を含む。))をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)を超えることができない保険(以下「普通保険」とい

う。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2～5 (略)

### 第三条の二 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものをするにより、小規模企業

う。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2～5 (略)

### 第三条の二 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものをするにより、小規模企業

者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金額のうち保証をした額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金額（手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額）と読み替えるものとする。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金額の額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「借入金額のうち保証をした額」とあるのは、「保証をした借入金額（手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額）」と読み替えるものとする。

第三条の四（第十一条）（略）

（経営安定関連保証の特例）

第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた特定中小企業者に係るものについての第三條第一項、第三條の二第一項及び第三項並びに第三條の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三條第一項、第三條の二第一項及び第三條の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三條の二第三項及び第三條の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第十三条・第十四条（略）

第三条の四（第十一条）（略）

（経営安定関連保証の特例）

第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた特定中小企業者に係るものについての第三條第一項、第三條の二第一項及び第三項並びに第三條の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三條第一項及び第三條の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三條の二第三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、第三條の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第十三条・第十四条（略）

附 則

1  
5 (略)

6 | 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

附則第二条の二に規定する危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は適用しない。

附 則

1  
5 (新設)  
(略)



○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）【附則第六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p> <p>第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第</p>	<p>（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p> <p>第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第</p>

れぞれ」と、同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2  
一・二 (略)

三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2  
一・二 (略)

改 正 案

現 行

(中小企業信用保険法の特例) 第十一条 (略)		(中小企業信用保険法の特例) 第十一条 (略)													
<p>2 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、「同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業（以下「認定特定下請連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、「同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、特定下請連携事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定下請連携事業（以下「認定特定下請連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
<p>第三條の二第三項及び第三條の三第二項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該</p>	<p>第三條の二第三項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>特定下請連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該</p>										

3 ～ 5  (略)	(削る)			
	(削る)	(削る)	当該債務者	
	(削る)	(削る)	特定下請連携事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	借入金の額のうち

3 ～ 5  (略)	第三条の三第二項			
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者	
	特定下請連携事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	特定下請連携事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該 保証をした	特定下請連携事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	借入金の額のうち

改正案

現行

		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十一条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、周辺地域整備関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、同意利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として経済産業省令で定めるところにより当該利便性向上等事業計画を作成した都道府県知事の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第三条の二第三項及び第三条の三第二項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>
		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十一条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、周辺地域整備関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、同意利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として経済産業省令で定めるところにより当該利便性向上等事業計画を作成した都道府県知事の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第三条の二第三項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>

2 (略)	(削る)		
	(削る)	(削る)	当該債務者
	(削る)	(削る)	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 (略)	第三条の三第二項		
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者
	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	周辺地域整備関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

改正案			現行		
<p>（中小企業信用保険法の特例） 第五十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（中小企業信用保険法の特例） 第五十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第十一項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2 5 (略)	(削る)		第三條の二第三項及び第三條の第三項	(略)
	(削る)	(削る)	当該借入金額のうち	(略)
	(削る)	(削る)	当該債務者 中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	(略)
2 5 (略)		第三條の三第二項	第三條の二第三項	(略)
	当該債務者	当該保証をした	当該借入金額のうち	(略)
	当該債務者 中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	当該保証をした 中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	当該債務者 中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	(略)



○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）【附則第七条第四号関係】（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定総合効率化計画に記載された事業（以下「認定総合効率化事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定総合効率化計画に記載された事業（以下「認定総合効率化事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第三条の二第三項及び第三条の三第二項</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>第三条の二第三項</p>
<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>	<p>流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち</p>	<p>当該借入金の額のうち</p>

2 ・ 3  (略)	(削る)		
	(削る)	(削る)	当該債務者
	(削る)	(削る)	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 ・ 3  (略)	第三条の三第二項		
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者
	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）【附則第七条第五号関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第七条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）          ）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
	（略）	（略）	（略）
第三條の二第三項及び第三條の三第二項	当該借入金の額のうち	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借	第三條の二第三項 当該借入金の額の うち 特定研究開発等関連保 証及びその他の保証ご とに、それぞれ当該借
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

2 ～ 4  (略)	(削る)			
	(削る)	(削る)	当該債務者	
	(削る)	(削る)	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	入金の額のうち
2 ～ 4  (略)		第三条の三第二項		
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者	
	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	特定研究開発等関連保証をした	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	入金の額のうち

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）

【附則第七条第六号関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域産業集積関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従つて企業立地のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認事業高度化事業者が承認事業高度化計画に従つて事業高度化のための措置を行うために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第三條の二第三項	当該借入金額の	地域産業集積関連保証	
	(略)	(略)	(略)
第三條の二第三項	当該借入金額の	地域産業集積関連保証	
	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)	(削る)		及び第三条の三第二項	
	(削る)	(削る)	当該債務者	うち
	(削る)	(削る)	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
2・3 (略)	第三条の三第二項			
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者	うち
	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち



	(削る)	
(削る)	(削る)	当該債務者
(削る)	(削る)	経営承継関連保証及び その他の保証ごとに、 当該債務者

	第三条の三第二項	
当該債務者	当該保証をした	当該債務者
経営承継関連保証及び その他の保証ごとに、 当該債務者	経営承継関連保証及び その他の保証ごとに、 それぞれ当該保証をし た	経営承継関連保証及び その他の保証ごとに、 当該債務者



改 正 案

現 行

<p>第三條の二第一項 及び第三條の三第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第五條の三 中小企業信用保險法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保險（以下「普通保險」という。）<u>、同法第三條の二第一項に規定する無擔保保險（以下「無擔保保險」という。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保險（以下「特別小口保險」という。）の保險關係であつて、中小小売商業關連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、第四條第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に關連するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものという。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>第三條の二第一項 、第三條の三第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第五條の三 中小企業信用保險法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三條第一項に規定する普通保險（以下「普通保險」という。）<u>、同法第三條の二第一項に規定する無擔保保險（以下「無擔保保險」という。）又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保險（以下「特別小口保險」という。）の保險關係であつて、中小小売商業關連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、第四條第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同法第五項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に關連するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものという。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>

2・3 (略)	(削る)		第三條の二第三項及び第三條の三第二項
	(削る)	(削る)	当該借入金のうち 当該債務者
	(削る)	(削る)	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2・3 (略)	第三條の三第二項		第三條の二第三項
	当該債務者	当該保証をした	当該借入金のうち 当該債務者
	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 当該債務者

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）  
 【附則第九条第一号関係】（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

(中小企業信用保険法の特例)			(中小企業信用保険法の特例)		
<p>第十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）          ）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、労働力確保関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）          ）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、労働力確保関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	(略)	(略)	第三条の二第一項、第三条の三第一項	(略)	(略)

2・3 (略)	第三條の二第三項及び第三條の第三項		当該借入金の額のうち	労働力確保関連保証及びその他の保証ごと、それぞれ当該借入金の額のうち
	(削る)	(削る)	当該債務者	労働力確保関連保証及びその他の保証ごと、当該債務者
2・3 (略)	第三條の二第二項		当該借入金の額のうち	労働力確保関連保証及びその他の保証ごと、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者	労働力確保関連保証及びその他の保証ごと、当該債務者

○地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

【附則第九条第二号関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、基本計画に基づき実施される特定事業等のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者としてその住所地を管轄する市町村の長の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものを含む。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第六条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、基本計画に基づき実施される特定事業等のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者としてその住所地を管轄する市町村の長の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものを含む。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 203 331 501">第三條の二第一項及び第三條の三第一</td> <td data-bbox="210 501 331 775">(略)</td> <td data-bbox="210 775 331 1115">(略)</td> </tr> </table>	第三條の二第一項及び第三條の三第一	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1115 331 1413">第三條の二第一項、第三條の三第一</td> <td data-bbox="210 1413 331 1686">(略)</td> <td data-bbox="210 1686 331 2024">(略)</td> </tr> </table>	第三條の二第一項、第三條の三第一	(略)	(略)
第三條の二第一項及び第三條の三第一	(略)	(略)					
第三條の二第一項、第三條の三第一	(略)	(略)					

2・3 (略)	(削る)		第三條の二第三項及び第三條の第三項	一項
	(削る)	(削る)	当該借入金 の額のうち	当該借入金 の額のうち
	(削る)	(削る)	地域伝統芸能等 関連保証ご とに、当該借 入金のうち	地域伝統芸能等 関連保証ご とに、当該借 入金のうち

2・3 (略)	第三條の三第二項		第三條の二第三項	項
	当該借入金者	当該保証をした	当該借入金 の額のうち	当該借入金 の額のうち
	地域伝統芸能等 関連保証ご とに、当該借 入金者	地域伝統芸能等 関連保証ご とに、当該借 保証をした	地域伝統芸能等 関連保証ご とに、当該借 入金のうち	地域伝統芸能等 関連保証ご とに、当該借 入金のうち

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）【附則第十条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第二十条 認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。以下「一般社団法人」という。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般財団法人」という。）若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「事業実施一般社団法人等」という。）であつて、当該認定経営発達支援計画又は当該認定基盤施設計画に従つた経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第二十条 認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。以下「一般社団法人」という。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般財団法人」という。）若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「事業実施一般社団法人等」という。）であつて、当該認定経営発達支援計画又は当該認定基盤施設計画に従つた経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規</p>

する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の第二項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定経営発達支援計画又は同法第八条第二項の認定基盤施設計画に從った経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定経営発達支援計画又は同法第八条第二項の認定基盤施設計画に從った経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。



○破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）

【附則第十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定会社」とは、資本金の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であったものを含む。）と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「特定会社」とは、資本金の額又は出資の総額が五億円未満の会社（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号又は第一号の二に掲げるものを除く。）のうち、政令で定める業種に属する事業を行うものであって、破綻金融機関等（この法律の施行の日の一年前の日以後において破綻金融機関等であったものを含む。）と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けたものをいう。</p>

改正案

現行

		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十三条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）は、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
当該債務者	<p>当該借入金額の額のうち</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
経営革新関連保証及び	<p>経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額の額のうち</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第十三条 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）は、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
当該債務者	<p>当該借入金額の額のうち</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
経営革新関連保証及び	<p>経営革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額の額のうち</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

	(削る)		その他の保証ごとに、 当該債務者
	(削る)		
2・3 (略)	<p>4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)

	第三条の三第二項	当該保証をした 当該債務者	<p>その他の保証ごとに、 当該債務者</p>
	<p>経営革新関連保証及び その他の保証ごとに、 それぞれ当該保証をし た</p>		
2・3 (略)	<p>4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)

5 ～ 8  (略)	(削る)		第三条の二第三項、 第三条の三第二項及び第三条の四第二項		(略)
	(削る)	(削る)	当該債務者	当該借入金 の額の うち	(略)
	(削る)	(削る)	異分野連携新事業分野 開拓関連保証及びその 他の保証ごとに、当該 債務者	異分野連携新事業分野 開拓関連保証及びその 他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金 の額の うち	(略)

5 ～ 8  (略)	第三条の三第二項		第三条の二第三項 及び第三条の第四 第二項		(略)
	当該債務者	当該保証をした	当該債務者	当該借入金 の額の うち	(略)
	異分野連携新事業分野 開拓関連保証及びその 他の保証ごとに、当該 債務者	異分野連携新事業分野 開拓関連保証及びその 他の保証ごとに、それ ぞれ当該保証をした	異分野連携新事業分野 開拓関連保証及びその 他の保証ごとに、当該 債務者	異分野連携新事業分野 開拓関連保証及びその 他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金 の額の うち	(略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)、一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)、又は特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。)であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)、一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)、又は特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。かつ、中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）

【附則第十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）            第六条（略）</p> <p>2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できざる限り早期にその全部を処分するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）            第六条（略）</p> <p>2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p>3（略）</p>

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）【附則第十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業（以下「認定地域産業資源活用事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業（以下「認定地域産業資源活用事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)								
(略)	(略)								
(略)	(略)								
(略)	(略)								





○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（中小企業信用保険法の特例）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）、又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）、の保険関係であつて、農商工等連携事業関連連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）、又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）、の保険関係であつて、農商工等連携事業関連連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第三條の二第三項、第三條の三第二項及び第三條の四第二項	当該借入金額ののうち	農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額ののうち
	当該債務者	農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
(削る)	(削る)	(削る)

255 (略)

6 認定農商工等連携支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定農商工等連携支援事業計画に基づく農商工等連携支援事業（以下「認定農商工等連携支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定農商工等連携支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、

第三條の二第三項及び第三條の四第二項	当該借入金額ののうち	農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額ののうち
	当該債務者	農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三條の三第二項	当該保証をした	農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	農商工等連携事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

255 (略)

6 認定農商工等連携支援事業者であつて、当該認定農商工等連携支援事業計画に基づく農商工等連携支援事業（以下「認定農商工等連携支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定農商工等連携支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用す

第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定農工商等連携支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

る。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定農工商等連携支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）【附則第十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

		<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所屬員である中小企業者が認定商店街活性化事業計画に従つて行う商店街活性化事業（以下「認定商店街活性化事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第三条の二第三項	当該借入金の額の	商店街活性化事業関連	
(略)	(略)	(略)	(略)
第三条の二第三項	当該借入金の額の	商店街活性化事業関連	
(略)	(略)	(略)	(略)

及び第三条の三第 二項	うち		保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該 借入金の額のうち
	当該債務者	商店街活性化事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

4 2・3 (略)

4 認定商店街活性化支援事業者（中小企業信用保険法第二条第  
一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定商店  
街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業（以下「  
認定商店街活性化支援事業」という。）の実施に必要な資金に  
係る同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の  
保証を受けたものについては、当該認定商店街活性化支援事業  
者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、  
第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この

第三条の三第二項	うち		保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該 借入金の額のうち
	当該債務者	商店街活性化事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者	
当該保証をした	当該債務者	商店街活性化事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、それぞれ当該 保証をした	商店街活性化事業関連 保証及びその他の保証 ごとに、当該債務者

4 2・3 (略)

4 認定商店街活性化支援事業者であつて、当該認定商店街活  
性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業（以下「認定商  
店街活性化支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中  
小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定す  
る債務の保証を受けたものについては、当該認定商店街活性化  
支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法  
第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用す  
る。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一

場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）【附則第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第二百二十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証（政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第三号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号又は第二号に掲げる者の事業）の再建その他の経営の安定に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証（以下「東日本大震災復興緊急保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第二百二十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証（政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第三号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号又は第二号に掲げる者の事業）の再建その他の経営の安定に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証（以下「東日本大震災復興緊急保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」</p>

と、同法第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一〇三 (略)

二〇四 (略)

と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一〇三 (略)

二〇四 (略)



改 正 案

現 行

<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第五十四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の借入れに限る。）に係るものという。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第三条の二第三項	当該借入金額の	事業再生円滑化関連保
(略)	(略)	(略)

<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第五十四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の借入れに限る。）に係るものという。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第三条の二第三項	当該借入金額の	事業再生円滑化関連保
(略)	(略)	(略)

及び第三条の三第 二項	うち		証及びその他の保証ご とに、それぞれ当該借 入金の額のうち
	当該債務者	事業再生円滑化関連保 証及びその他の保証ご とに、当該債務者	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

2・3 (略)

第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係  
であつて、事業再生計画実施関連保証（中小企業信用保険法第  
三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定す  
る債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又  
は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五  
十三条第二号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の  
合意が成立したものに限り。）その他経済産業省令で定めると

第三条の三第二項	うち		証及びその他の保証ご とに、それぞれ当該借 入金の額のうち
	当該債務者	事業再生円滑化関連保 証及びその他の保証ご とに、当該債務者	
当該保証をした	当該債務者	事業再生円滑化関連保 証及びその他の保証ご とに、それぞれ当該保 証をした	事業再生円滑化関連保 証及びその他の保証ご とに、当該債務者

2・3 (略)

第五十五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係  
であつて、事業再生計画実施関連保証（中小企業信用保険法第  
三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定す  
る債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又  
は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五  
十三条第二号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の  
合意が成立したものに限り。）その他経済産業省令で定めると

ころにより作成された事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。  
 )を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	第三条の二第三項及び第三条の第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	当該借入金額のうち	当該借入金額のうち	(略)	(略)
(略)	(略)	当該債務者	当該債務者	(略)	(略)
(削る)	(削る)	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち	(削る)	(削る)

ころにより作成された事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。  
 )を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	第三条の二第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	当該借入金額のうち	当該借入金額のうち	(略)	(略)
(略)	(略)	当該債務者	当該債務者	(略)	(略)
(略)	(略)	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	(略)	(略)
当該債務者	当該保証をした	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証	事業再生計画実施関連保証及びその他の保証

2・3 (略)

第一百六条 認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して抛棄された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛棄されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの）に限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十四条第二項に規定する認定連携創業支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（中小企業信用保険法の特例）

2・3 (略)

第一百六条 認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して抛棄された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により抛棄されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの）に限り、かつ、中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十四条第二項に規定する認定連携創業支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（中小企業信用保険法の特例）

（こと）に、当該債務者

第二百二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従つて行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者（承継事業者（認定中小企業承継事業再生計画に従つて設立される法人を除く。）に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	当該借入金額のうち	(略)
(削る)	当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち	(略)
(削る)	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	(略)

第二百二十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従つて行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者（承継事業者（認定中小企業承継事業再生計画に従つて設立される法人を除く。）に限る。）に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	当該借入金額のうち	(略)
第三条の三第二項	当該保証をした	当該債務者	(略)
第三条の三第二項	中小企業承継事業再生	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち	(略)
	中小企業承継事業再生者	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	(略)

(削る)	
(削る)	
当該債務者	
者 保証ごとに、当該債務 中小企業承継事業再生 関連保証及びその他の 保証ごとに、当該債務	関連保証及びその他の 保証ごとに、それぞれ 当該保証をした